

# 御説明資料

## (自治体情報システムの標準化・共通化)

---

令和5年11月 総務省デジタル基盤推進室

# 自治体情報システムの標準化・共通化

## これまでの取組・現状

- 自治体ごとにおける情報システムのカスタマイズにより、
  - ・維持管理や制度改正時の改修等において、自治体は個別対応を余儀なくされ負担が大きい
  - ・情報システムの差異の調整が負担となり、クラウド利用が円滑に進まない
  - ・住民サービスを向上させる最適な取組を迅速に全国へ普及させることが難しい 等の課題が発生。
- このような状況を踏まえ、地方公共団体に対し、標準化対象事務(※) について、標準化基準に適合した情報システム(標準準拠システム) の利用を義務付ける「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」が成立。

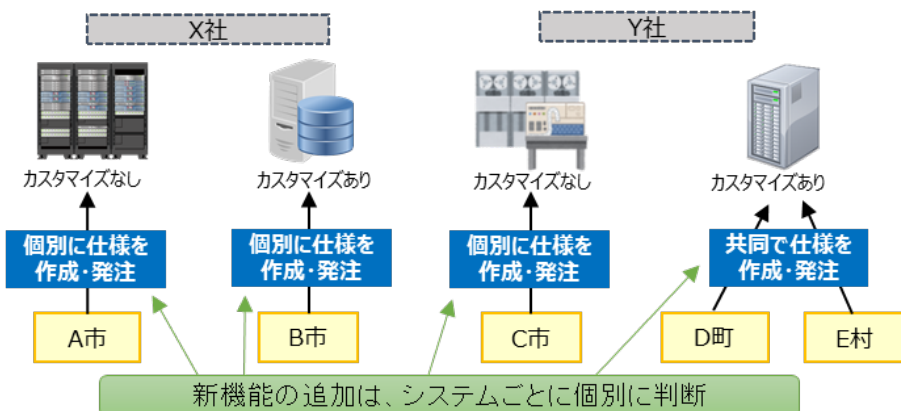
※ 20業務 (児童手当、子ども・子育て支援、住民基本台帳、戸籍の附票、印鑑登録、選挙人名簿管理、固定資産税、個人住民税、法人住民税、軽自動車税、戸籍、就学、健康管理、児童扶養手当、生活保護、障害者福祉、介護保険、国民健康保険、後期高齢者医療、国民年金)

## 目標・成果イメージ

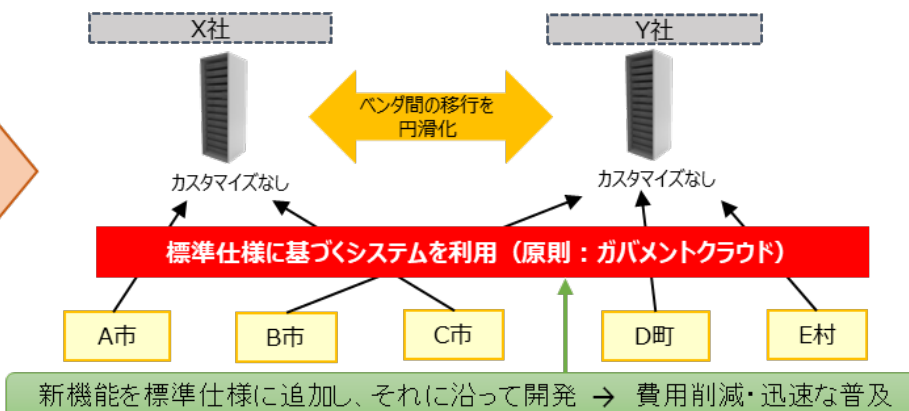
- 標準化・共通化の取組により、人的・財政的な負担の軽減を図り、自治体の職員が住民への直接的なサービス提供や地域の実情を踏まえた企画立案業務などに注力できるようにするとともに、オンライン申請等を全国に普及させるためのデジタル化の基盤を構築。
- 原則、令和7年度(2025年度)までに、標準準拠システムへの円滑な移行を目指す。

## 情報システムの標準化イメージ

### 【標準化前】



### 【標準化後】



# 地方公共団体情報システムのガバメントクラウドの利用

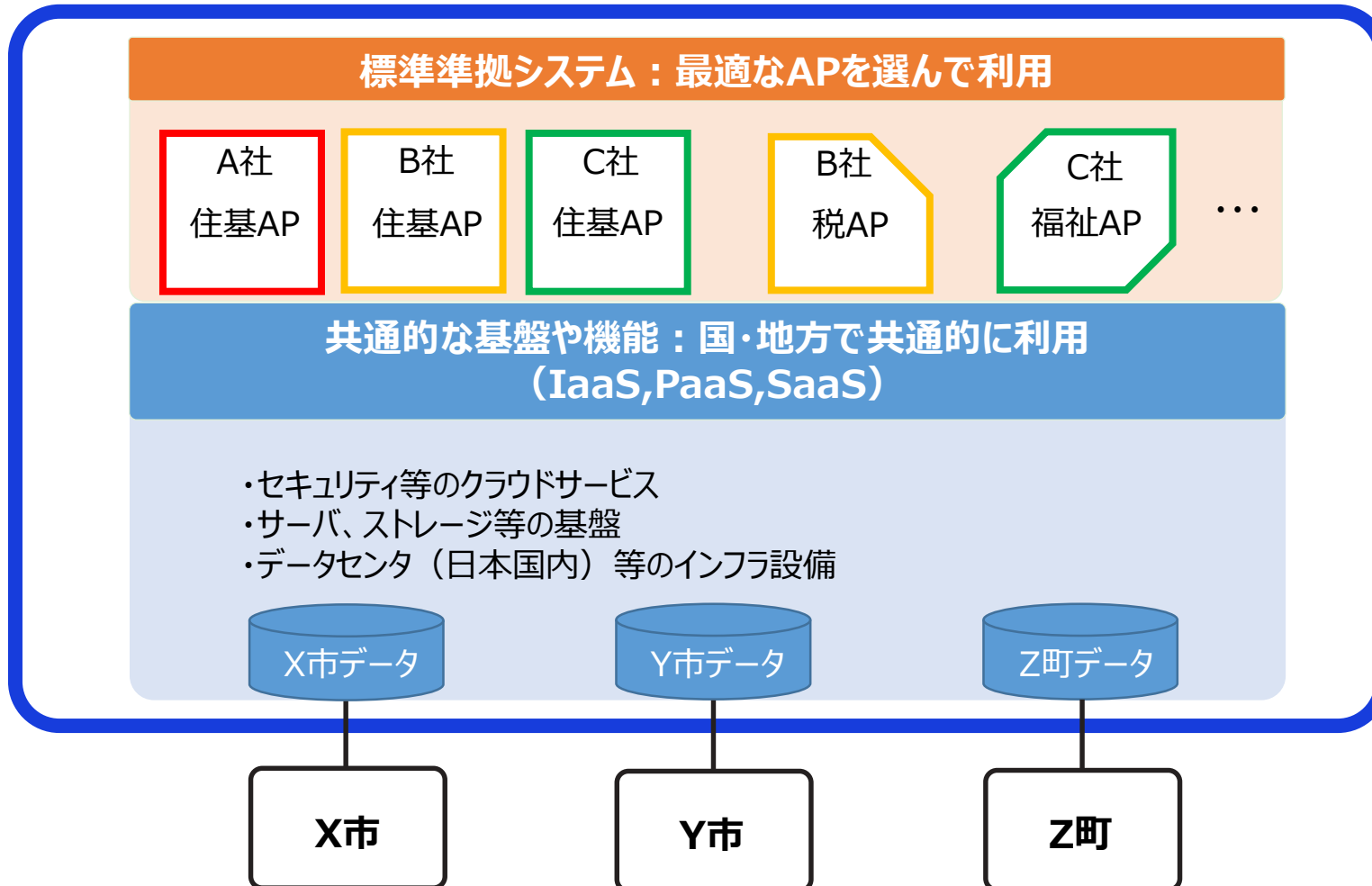
## ○地方公共団体情報システムの標準化に関する法律（令和三年法律第四十号）（抄）

（クラウド・コンピューティング・サービス関連技術の活用）

第十条 地方公共団体は、デジタル社会形成基本法第二十九条に規定する国による環境の整備に関する措置の状況を踏まえつつ、当該環境においてクラウド・コンピューティング・サービス関連技術を活用して地方公共団体情報システムを利用するよう努めるものとする。

## ガバメントクラウド

※2022年度から4社が選定（Amazon Web Services, Google Cloud, Microsoft Azure, Oracle Cloud Infrastructure）



# 基幹業務システムの統一・標準化により期待される効果

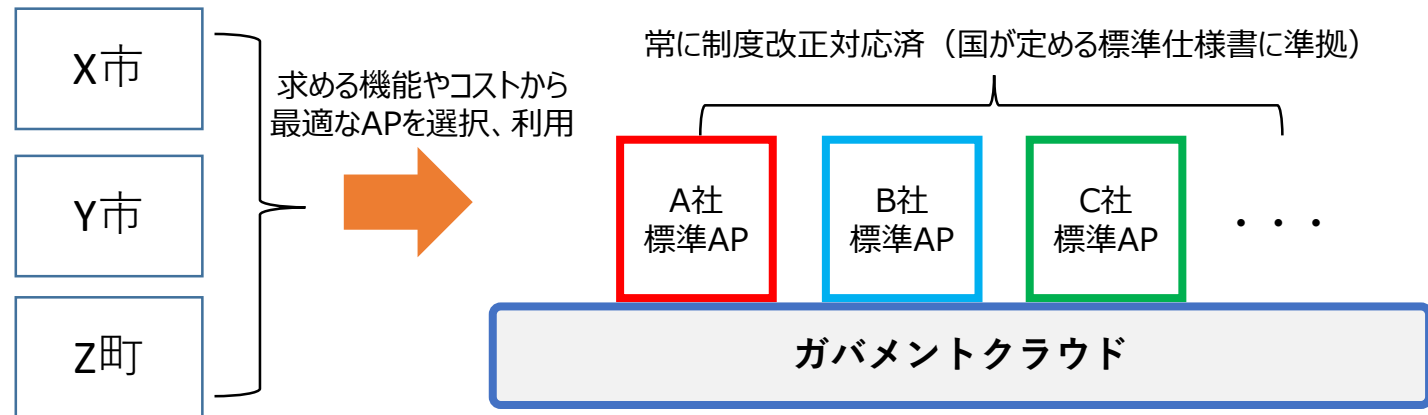
国民

- 全国の自治体でオンライン申請などの基盤が共通化。マイナンバーカードも活用しながら、**24時間365日スムーズに行政サービスへのアクセスが可能に！**



自治体

- **制度改正のたびに自ら行っていたシステム改修等は不要、標準準拠アプリを選択することでスムーズに対応可能に！**
- アプリの**共同利用等により、運用経費を削減！**全国共通で使うシステム（申請管理等）もガバメントクラウドで提供し、更に**コストを抑えつつ、簡便に様々な行政サービスを展開可能に！**



国

- データが標準化され、同じ形式で扱えることから、**国・地方の様々なデータを活用した新たな施策やアプリのよりスピーディーな展開が可能に！**

# 自治体情報システムの標準化・共通化に関する主な経緯

- H30.7 **自治体戦略2040構想研究会（総務省） 第二次報告公表**  
✓ 人口縮減時代のパラダイムへの転換が必要 → スマート自治体への転換（自治体行政の標準化・共通化）
- R元.5 **地方自治体における業務プロセス・システムの標準化 及びAI・ロボティクスの活用に関する研究会（総務省） 報告書公表**  
✓ ・方策① 業務プロセスの標準化、方策② システムの標準化、方策③ AI・RPA等のICT活用普及促進 の取組について具体化
- R2.6.26 **第32次地方制度調査会「2040年頃から逆算し顕在化する諸課題に対応するために必要な地方行政体制のあり方等に関する答申」**  
✓ 地方公共団体の情報システムの標準化についての取組みの方向性（法令に根拠を持つ標準の作成等）を提示
- R2.7.17 **経済財政運営と改革の基本方針2020（「骨太の方針2020」） 閣議決定**  
✓ 国・地方を通じたデジタル基盤の統一・標準化の早急な推進の決定  
・地方制度調査会の答申を踏まえた法制上の措置、財源面を含めた国の主導的な支援 等
- R2.9.23 **デジタル改革関係閣僚会議 菅総理指示**  
✓ デジタル庁の設置・IT基本法の抜本改正に係る法案提出の指示
- R2.11 **デジタル改革関連法案WG作業部会取りまとめ**  
⇒「地方公共団体の情報システムの標準化のための法制上の措置については、関係府省を統括し、国・地方を通じたデジタル基盤に係る政府全体方針の策定を担うデジタル庁と地方公共団体との連絡調整及び行政運営の合理化を担う総務省が共同で所管」
- R2.12.25 **デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針、デジタル・ガバメント実行計画2020 閣議決定**  
✓ 標準化対象となる17業務の決定、標準仕様書の作成時期、標準化への移行の目標時期（令和7年度）等を決定。  
・地方公共団体の業務システムの標準化・共通化及び「（仮称）Gov-Cloud」活用についての工程表
- R3.5 **デジタル5法案、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律 制定**  
✓ 地方公共団体に、標準化基準に適合した情報システムの利用を義務づけ
- R3.6.18 **デジタル社会の実現に向けた重点計画 閣議決定**  
✓ 戸籍、戸籍の附票、印鑑登録の3業務を標準化対象事務に加えることを検討すること等を決定
- R3.12.24 **デジタル社会の実現に向けた重点計画（新重点計画） 閣議決定**  
**標準化対象事務を定める政令 閣議決定**
- R4.1.4 **標準化対象事務を定める政令及びデジタル庁令・総務省令の公布・施行**
- R4.6.7 **デジタル社会の実現に向けた重点計画（新重点計画） 改定 閣議決定**
- R4.10.7 **地方公共団体情報システム標準化基本方針 閣議決定**
- R5.6.9 **デジタル社会の実現に向けた重点計画（新重点計画） 改定 閣議決定**
- R5.6.16 **経済財政運営と改革の基本方針2023（「骨太の方針2023」） 閣議決定**

# 地方公共団体情報システムの標準化に関する法律（令和3年法律第40号）の概要

## 趣旨

国民が行政手続において情報通信技術の便益を享受できる環境を整備するとともに、情報通信技術の効果的な活用により持続可能な行政運営を確立することが国及び地方公共団体の喫緊の課題であることに鑑み、地方公共団体情報システムの標準化について、基本方針及び地方公共団体情報システムに必要とされる機能等についての基準の策定その他の**地方公共団体情報システムの標準化を推進するために必要な事項を定める。**

## 概要

### ① 情報システムの標準化の対象範囲

- 各地方公共団体における事務の処理の内容の共通性、住民の利便性の向上及び地方公共団体の行政運営の効率化の観点から、標準化の対象となる事務を政令で特定

※ 児童手当、子ども・子育て支援、住民基本台帳、戸籍の附票、印鑑登録、選挙人名簿管理、固定資産税、個人住民税、法人住民税、軽自動車税、戸籍、就学、健康管理、児童扶養手当、生活保護、障害者福祉、介護保険、国民健康保険、後期高齢者医療、国民年金

### ② 国による基本方針の作成

- 政府は、地方公共団体の情報システムの標準化の推進について、基本方針を作成
- 内閣総理大臣、総務大臣及び所管大臣が、関係行政機関の長に協議、知事会・市長会・町村会等から意見聴取の上、方針案を作成

### ③ 情報システムの基準の策定

- 所管大臣は、①の事務の処理に利用する情報システムの標準化のための基準（省令）を策定
- 内閣総理大臣及び総務大臣は、データ連携、サイバーセキュリティ、クラウド利用等各情報システムに共通の事項の基準（省令）を策定
- 策定時に地方公共団体等の意見反映のための措置を実施

### ④ 基準に適合した情報システムの利用

- 地方公共団体が①の事務の処理に利用する情報システムは、③の省令で定める期間内に基準に適合することが必要
- ①の事務と一体的に処理することが効率的である場合に、基準に適合する情報システムの機能等について、①の事務以外の事務を処理するために必要な最小限度の追加等が可能

### ⑤ その他の措置

- 地方公共団体は、国による全国的なクラウド活用の環境整備の状況を踏まえつつ、当該環境においてクラウドを活用して情報システムを利用するよう努める
- 国は、標準化のために必要な財政措置を講ずるよう努めるとともに、地方公共団体における標準化の状況の把握や地方公共団体が基準への適合を判断するための支援等を実施

### ⑥ 施行期日等

- 令和3年9月1日
- 法律の施行後5年を経過した場合において、法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずる

# 地方公共団体情報システムの標準化に関する法律（令和3年法律第40号）の概要

## ○地方公共団体情報システムの標準化に関する法律（令和3年法律第40号）

第五条 政府は、地方公共団体情報システムの標準化の推進を図るための基本的な方針（以下この条において「基本方針」という。）を定めなければならない。

- 2 基本方針には、次に掲げる事項を定めるものとする。
  - 一 地方公共団体情報システムの標準化の意義及び目標に関する事項
  - 二 地方公共団体情報システムの標準化の推進のために政府が実施すべき施策に関する基本的な方針
  - 三 各地方公共団体情報システムに共通する基準を定めるべき次に掲げる事項に関する基本的な事項
    - イ 電磁的記録において用いられる用語及び符号の相互運用性の確保その他の地方公共団体情報システムに係る互換性の確保に係る事項
    - ロ サイバーセキュリティに係る事項
    - ハ クラウド・コンピューティング・サービス関連技術を活用した地方公共団体情報システムの利用に係る事項
    - ニ イからハまでに掲げるもののほか、各地方公共団体情報システムに共通する基準を定めるべき事項
  - 四 次条第一項及び第七条第一項の基準（以下「標準化基準」という。）の策定の方法及び時期その他の標準化基準の策定に関する基本的な事項
  - 五 前各号に掲げるもののほか、地方公共団体情報システムの標準化の推進に関し必要な事項
- 3 内閣総理大臣、総務大臣及び所管大臣（標準化対象事務に係る法令又は事務を所管する大臣をいう。以下この条及び次条において同じ。）は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 4 内閣総理大臣、総務大臣及び所管大臣は、基本方針の案を作成しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議するとともに、都道府県知事、市長又は町村長の全国的連合組織（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十三条の三第一項に規定する全国的連合組織で同項の規定による届出をしたものをいう。）その他の関係者の意見を聴かななければならない。
- 5・6 （略）

（地方公共団体情報システムの標準化のための基準）

第六条 所管大臣は、その所管する標準化対象事務に係る法令又は事務に係る地方公共団体情報システムに必要とされる機能等（前条第二項第三号イからニまでに掲げる事項を除く。）について、主務省令（所管大臣の発する命令をいう。）で、地方公共団体情報システムの標準化のため必要な基準を定めなければならない。

2・3 （略）

（各地方公共団体情報システムに共通する基準）

第七条 内閣総理大臣及び総務大臣は、第五条第二項第三号イからニまでに掲げる事項について、デジタル庁令・総務省令で、地方公共団体情報システムの標準化のため必要な基準を定めなければならない。

2・3 （略）

（標準化基準に適合する地方公共団体情報システムの利用）

第八条 地方公共団体情報システムは、標準化基準に適合するものでなければならない。

- 2 地方公共団体は、標準化対象事務以外の事務を地方公共団体情報システムを利用して一体的に処理することが効率的であると認めるときは、前項の規定にかかわらず、当該地方公共団体情報システムに係る互換性が確保される場合に限り、標準化基準に適合する当該地方公共団体情報システムの機能等について当該事務を処理するため必要な最小限度の改変又は追加を行うことができる。

（クラウド・コンピューティング・サービス関連技術の活用）

第十条 地方公共団体は、デジタル社会形成基本法第二十九条に規定する国による環境の整備に関する措置の状況を踏まえつつ、当該環境においてクラウド・コンピューティング・サービス関連技術を活用して地方公共団体情報システムを利用するよう努めるものとする。

- 「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」（令和3年法律第40号）第5条に基づき、標準化の推進に関する基本的な事項について、地方公共団体情報システム標準化基本方針を定めるもの。
- 内閣総理大臣、総務大臣及び所管大臣が、関係行政機関の長に協議、地方3団体から意見聴取の上、作成。

## 標準化の意義及び目標

**移行期間**：「2025年度までに、ガバメントクラウドを活用した標準準拠システムへの移行を目指す」

**情報システムの運用経費等**：「平成30年度（2018年度）比で少なくとも3割の削減を目指す」

地方公共団体における**デジタル基盤の整備、競争環境の確保、システムの所有から利用へ、迅速で柔軟なシステムの構築**

- 国又は地方公共団体は、従来、時間と費用の両面から大きなコストが生じていた基幹業務システムからのデータの取り込みを円滑に行うことが可能となり、迅速な国民向けサービスの開始に寄与する。
- デジタル庁は総務省とともに、**全地方公共団体の移行スケジュール及び移行に当たっての課題を把握し、その解決に地方公共団体と協力して取り組むこと**とする。その上で、総務省は、デジタル庁とともに、**地方公共団体に対して必要な助言を行い、適正な費用での安全な移行が担保される計画を作成**する。

## 施策に関する基本的な方針

- ・標準化対象事務の範囲
- ・標準準拠システムの機能等に係る必要な最小限度の改変又は追加
- ・推進体制  
(制度所管府省の役割、関係府省会議)
- ・意見聴取等

## 標準化基準に関する基本的な事項

- ・共通標準化基準に関する基本的な事項  
(データ要件・連携要件、セキュリティ、ガバメントクラウドの利用(※1)、共通機能)
- ・標準化基準の策定に関する基本的な事項  
(標準化基準の策定・変更方針、適合性の確認、検討体制)

## その他推進に必要な事項

- ・地方公共団体への財政支援  
(財政支援に関する基本的考え方、デジタル基盤改革支援補助金(※2))
- ・地方公共団体へのその他の支援  
(情報提供、市区町村の進捗管理、デジタル人材、都道府県の役割等)

(※1)・ガバメントクラウドの利用料：デジタル庁、総務省、財務省、地方公共団体等が協議して検討。

・ガバメントクラウド以外の環境：ガバメントクラウドと比較して、性能面や経済合理性等を比較衡量して総合的に優れていると判断する場合には、利用を妨げない。

(※2)ガバメントクラウド以外の環境への移行補助：①、②を要件として例外的に対象に含める方向で検討(①性能面・経済合理性等を定量的に比較した結果の公表・継続的モニタリング、②ガバメントクラウドと接続し、必要なデータを連携させることを可能とすること)。



## （前回）標準化基本方針（2022年10月）

- 地方公共団体の基幹業務システムが、**令和7年度（2025年度）までに、ガバメントクラウドを活用した標準準拠システムへの移行を目指す**こととし、国はそのために必要な支援を積極的に行う。
- 基本方針の決定後、**デジタル庁は総務省とともに、全地方公共団体の移行スケジュール及び移行に当たっての課題を把握**し、その解決に地方公共団体と協力して取り組むこととする。

## 令和4年度スケジュール調査

- **令和7年度への移行団体の集中**
- 令和7年度までの**移行の難易度が極めて高いと考えられるシステム**等の課題あり

## 改定後（2023年9月）

- 地方公共団体は、**令和5年（2023年）3月末時点での標準化対象事務に係る基幹業務システム**を、令和5年（2023年）3月末時点で公表された標準仕様書（令和5年度（2023年度）に初めて公表される場合は、当該公表された標準仕様書）に適合した標準準拠システムに、**令和7年度（2025年度）末までに移行**することを目指す。
- **移行の難易度が極めて高いと考えられるシステム（※）**については、デジタル庁及び総務省において、当該システムの状態を十分に把握した上で、標準化基準を定める主務省令において、**所要の移行完了の期限を設定**することとする。  
（※）・現行システムがメインフレームにより構成され、標準準拠システムへの移行完了までに他システムと比較し、相対的に時間を要する場合  
・現行システムを構築・運用する事業者が開発から撤退し、他の事業者を公募するなどしたもの代替事業者が見つからない場合 など
- 令和7年度（2025年度）末までに、**当該システムをデータ要件の標準に適合**させることとする。

# 地方自治体の基幹業務システムの統一・標準化に向けたスケジュール

	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度
地方自治体		ガバメントクラウド先行事業 移行計画策定等の移行準備	全20業務の基幹業務システムについて標準準拠システムへの移行		
ベンダ			標準準拠システムの開発	標準準拠システムへの移行作業	
デジタル庁		ガバメントクラウド先行事業 データ要件・連携要件、共通機能等の策定	ガバメントクラウドの調達、提供 ガバメントクラウド実証事業等によるベストプラクティスの横展開	適合確認試験等の実施 データ要件・連携要件、共通機能等に係る制度改正への対応	
制度所管府省	標準化法案提出	標準化基本方針の策定	標準仕様の点検、調整	標準準拠システムへの移行支援 (全国の約34,000システムが対象)	
		標準仕様書の策定 (標準化対象20業務の機能要件)	標準仕様書の改定	標準仕様書に係る制度改正等への対応	

# 自治体情報システム標準化・共通化に向けた総務省としての主な取組

## 1. 仕様書の公表

標準化対象業務のうち、住民基本台帳など総務省所管の業務について、「自治体システム等標準化検討会」（R元年8月～）を開始し、システムの機能や様式・帳票の標準仕様を策定し、公表。今後、適宜改定を予定。

住民記録システム  
印鑑登録システム  
戸籍附票システム

税務システム

- ・固定資産税
- ・個人住民税
- ・法人住民税
- ・軽自動車税

選挙人名簿管理  
システム

## 2. 手順書の公表

標準準拠システムへの円滑な移行に資するよう、標準化・共通化の作業手順等をまとめた手順書を策定し、公表。今後、適宜改定を予定。

<作業手順等>

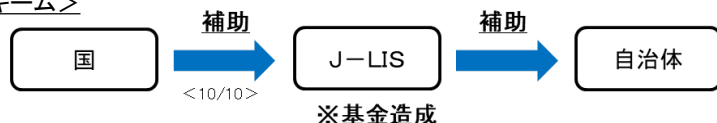
(下線部は早期に実施可能と想定される作業)

計画立案フェーズ	①推進体制の立ち上げ、②現行システムの概要調査、③標準仕様との比較分析、④移行計画作成
システム選定フェーズ	⑤ベンダに対する情報提供依頼(RFI)資料の作成、⑥RFIの実施、⑦RFI結果分析及び移行計画の詳細化、⑧予算要求、⑨ベンダへ提案依頼(RFP) ⑩ベンダ選定・決定、⑪契約・詳細スケジュールの確定、⑫特定個人情報保護評価(PIA)
移行フェーズ	⑬システム移行時の設定、⑭データ移行、⑮テスト・研修、⑯次期情報システム環境構築・NW、⑰条例・規則等改正、⑱運用開始

## 3. 財政支援

原則、R7年度までに標準準拠システムへの移行に資するよう、地方公共団体情報システム機構(J-LIS)に基金を設け、自治体の取組を支援。

<施策スキーム>



<基金の主な用途>

- ・標準準拠システムへの移行準備経費  
(現行システムの概要調査・比較分析、移行計画作成等)
- ・システム移行経費(データ移行等) など

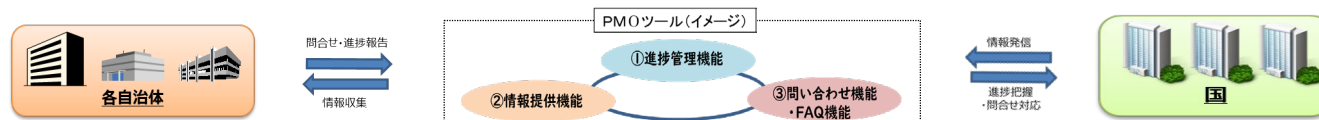
1,825億円\*

〔 1,509億円 + 317億円 〕  
〔(R2第3次補正予算) (R3第1次補正予算)〕

\*四捨五入の關係上、合計額が必ずしも一致しない

## 4. 進捗状況の把握・情報提供等(PMO)

各自治体における移行作業の進捗状況等を把握するとともに、標準化・共通化に係る助言や情報提供等を体系的に実施。



## 5. アドバイザー派遣

地方公共団体金融機構が実施する「地方公共団体の経営・財務マネジメント強化事業」を活用し、移行準備等に関する技術的・専門的な支援を実施。(R5年度～)

課題対応アドバイス事業

標準化、マイナンバーカードの普及を契機として、先進的な業務の効率化や住民の利便性向上に取り組む団体に対する手挙げ型の支援

課題達成支援事業

R7年度までに、すべての地方団体が標準化に対応できるよう、事業進捗が遅れている団体に対するプッシュ型の支援

# 標準化対象事務に係る標準仕様書一覧

20業務：住民基本台帳、戸籍、戸籍の附票、固定資産税、個人住民税、法人住民税、軽自動車税、印鑑登録、選挙人名簿管理、子ども・子育て支援、就学、児童手当、児童扶養手当、国民健康保険、国民年金、障害者福祉、後期高齢者医療、介護保険、生活保護、健康管理

仕様書名	制度所管省庁
住民記録システム標準仕様書【第4.0版】	総務省自治行政局デジタル基盤推進室
戸籍情報システム標準仕様書【第1.0版】	法務省民事局民事第一課
戸籍附票システム標準仕様書【第2.0版】	総務省自治行政局デジタル基盤推進室
税務システム標準仕様書【第2.1版】(固定資産税)	総務省自治税務局企画課電子化推進室
税務システム標準仕様書【第2.1版】(個人住民税)	総務省自治税務局企画課電子化推進室
税務システム標準仕様書【第2.1版】(法人住民税)	総務省自治税務局企画課電子化推進室
税務システム標準仕様書【第2.1版】(軽自動車税)	総務省自治税務局企画課電子化推進室
印鑑登録システム標準仕様書【第3.0版】	総務省自治行政局デジタル基盤推進室
選挙人名簿管理システム標準仕様書【第1.2版】	総務省自治行政局選挙部管理課
子ども・子育て支援システム標準仕様書【第1.1版】	子ども家庭庁成育局

仕様書名	制度所管省庁
就学事務システム(学齢簿編成等)標準仕様書【第2.1版】 就学事務システム(就学援助)標準仕様書【第2.1版】	文部科学省初等中等教育局初等中等教育企画課教育制度改革室 文部科学省初等中等教育局就学支援・教材課就学支援係
児童手当システム標準仕様書【第1.1版】	子ども家庭庁成育局
児童扶養手当システム標準仕様書【第1.1版】	厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課
国民健康保険システム標準仕様書【第1.1版】	厚生労働省保険局国民健康保険課
国民年金システム標準仕様書【第1.1版】	厚生労働省年金局事業管理課
障害者福祉システム標準仕様書【第2.1版】	厚生労働省社会・援護局障害保険福祉部企画課
後期高齢支援システム標準仕様書【第1.1版】	厚生労働省保険局高齢者医療課
介護保険システム標準仕様書【第2.1版】	厚生労働省老健局介護保険計画課
生活保護システム標準仕様書【第1.1版】	厚生労働省社会・援護局保護課
健康管理システム標準仕様書【第1.1版】	厚生労働省健康局・医政局・子ども家庭局

# 標準仕様書について

- 情報システムが満たすべき標準化基準の元となる標準仕様書を国が自治体関係者、ベンダも加えた検討会等での議論を経て策定。各府省所管事務に係るシステムの機能要件に係る仕様書は各府省で、共通事項に係る仕様書はデジタル庁を中心に作成。

各制度所管府省

## 1. 業務フロー

- ・業務フローをBPMN(\*1)で記載
- ・人が行う作業とシステムが行う作業とに仕分け
- ・システムが提供する機能に関する標準的な要件を策定

## 2. 機能要件

- 2.1 機能要件(\*2)
- 2.2 画面要件(\*3)
- 2.3 帳票要件(\*4)

- \*1: BPMN (Business Process Model and Notation) : 業務フローの国際的な表記方法。
- \*2: 広義の機能要件の中核をなす、狭義の機能要件。システムに対し、どのようなデータを入力し、どのような処理を行い、結果、どのような出力がされるか等を規定する。
- \*3: 画面がカスタマイズの主要因となっている場合には、画面要件の標準化を行う（主要因でない場合には、画面要件の標準化は必ずしも行う必要はない）。
- \*4: システムから出力する帳票・様式（カスタマイズの主要因となっていないものを除く。）について標準化を行う。

共通事項（デジタル庁）

- 2.4 データ要件(\*5)
- 2.5 連携要件(\*6)

- \*5: 2.1機能要件や2.3帳票要件を踏まえ、機能標準化基準（機能要件や帳票要件の標準仕様書）を実現するために必要なデータのレイアウトの標準として、データの項目、属性等について整理する。
- \*6: 2.1機能要件や2.3帳票要件を踏まえ、標準準拠システムが他のシステムとデータ連携するための要件やそのための連携方式の標準について整理する。

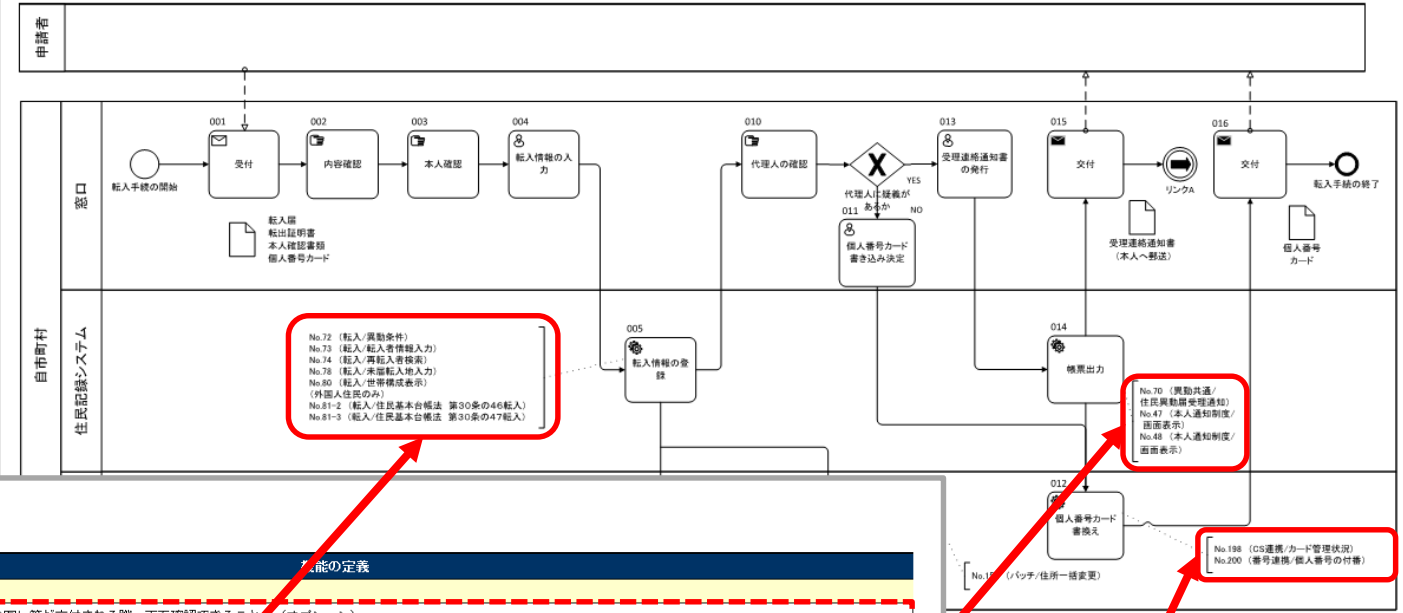
- 3. 共通機能要件
- 4. クラウド利用要件
- 5. 非機能要件(\*7)

- \*7: 非機能要件は、デジタル庁・総務省が作成した「標準非機能要件」を活用すること。

- 5.1 可用性、5.2 性能・拡張性、5.3 運用・保守性 5.4 移行性、5.5 セキュリティ、5.6 システム環境・エコロジー

# 業務フローと機能要件との関係 (例)

## 1. 業務フロー (例)



## 2. 機能要件 (例)

住民記録システム 機能要件一覧 (案)

機能名称	機能の定義
<b>1. 転入</b>	
47 1.1 本人通知制度/画面表示	「本人通知制度」の事前登録者の住民票の写し等が交付される際、画面確認できること。(オプション)
48 1.2 本人通知制度/画面表示	証明書発行履歴をもとに本人あて又は申請者宛の住民票の写し等交付通知書(発行時:請求者区分・証明書種別・枚数)が出力できること。(オプション) なお、出力条件として、「本人通知制度の事前登録者への交付」、「本人通知制度の事前登録者への交付(申請者が本人の交付記録は除く)」、「事前登録に関わらず申請者情報(第三者への交付や委任状による交付)による判定」が選択可能であること。(オプション)
70 1.3 住民異動届受理通知	届出人と異動者が異なる場合など、住民異動届受理通知を任意で出力することができること。 出力内容は届出年月日、届出名、届出人氏名、異動者氏名及び受理した日、死因は異動前住所・異動者本人とすること。異動処理日に限らず、後日でも発行できること。
72 1.4 異動条件	全部・一部を選択し、異動日及び届出日を入力できること。一部の場合、異動先世帯を検索でき、異動先世帯の内容を表示しながら入力ができること。
73 1.5 転入者情報入力	日本人住民及び外国人住民に係る転入者の入力ができること。 【入力項目】 ・氏名(漢字・アルファベットを含む) ・旧氏・通称 ・生年月日 ・性別 ・世帯主・世帯主との続柄 ・本籍・兼籍者 ・住民となった年月日 ・住所・方書 ・住定日 ・届出年月日 ・前住所(国外を含む) ・個人番号 ・住民票コード ・外国人住民となった年月日 ・国籍等 ・第30条の45の表の規定区分ごとの事項 ・通称の記載と削除に関する事項・事由 ※外国人の生年月日及び第30条の45の表の規定区分ごとの事項のうち、在留期間の満了の日は、西暦で記載すること。
74 1.6 再転入者検索	住民票コード又は3情報(氏・名・性別・生年月日)内の組合せによって、再転入者の検索ができること。再転入者の場合は、転出時の情報を初期表示でき、適宜修正できること。
78 1.7 未届転入地入力	直近の住所で未届のものがある場合、未届の住所地等の入力ができること。前住所末尾に(未届)を追加すること。
80 1.8 世帯構成表示	転入(世帯構成変更あり)において、世帯員の構成(続柄)が設定できること。
81-2 1.9 住民基本台帳法第30条の46転入	中長期在留者、特別永住者、一時庇護許可者又は仮滞在許可者が住所を定めた場合においては、国外転入に準じた情報が登録できること(外国人住民のみ)。 なお、従前の住所については空欄として登録できること。
81-3 1.10 住民基本台帳法第30条の47転入	住所を有する者が中長期在留者、特別永住者、一時庇護許可者又は仮滞在許可者となった場合においては、国外転入に準じた情報が登録できること(外国人住民のみ)。 なお、従前の住所については空欄として登録できること。
154 1.11 住所一括変更	一括更新した者について、住民ネットへ、本人確認情報、戸籍附票記載事項通知情報、送付先情報の自動送信ができる。 住民カード及び個人番号カードの運用状況についてCS連携できること。また、個人番号カードを所有しているかどうかを確認できること。 個人番号カード交付申請書をJ-LIS指定のフォーマットに出力できること。申請書にはシステムで保持している対象者情報が出力できること。 個人番号カードの追記のために、異動内容等の情報をカード券面プリンタに以下の出力ができること。 ・住民記録システムの異動情報から、必要な異動(券面)事項をカード券面プリンタに出力できること。 ・券面記載の対象とするカード期は、個人番号カード、住民カード、在留カード、特別永住者証明書とする。 出力する異動内容等の情報は、異動事由、異動後の項目内容、異動年月日、公印の4項目が出力できること。印字可能な残行数を指定するなどにより、印字文字サイズや印字行数が調整できること。
200 1.13 番号連携/個人番号の付番	住民ネット回線経由で個人番号の生成要求ができること。また、生成された個人番号の取込ができること。職権による個人番号の変更要求ができること。

# 自治体情報システムの標準化・共通化に係る手順書【第3.0版】の概要

## 1. 手順書の概要

- 本手順書は、標準準拠システムへの円滑かつ安全な移行に資するよう、自治体において共通して想定される標準化・共通化の作業手順等をまとめたもの。
- 各自治体は、本手順書も参考としつつ、自らのシステムの現状等を十分に把握の上、目標時期までの移行に向け計画的に取り組むことが求められる。

### 【標準化・共通化における18の作業手順】

下線：早期に実施可能と想定される作業

計画立案フェーズ	①推進体制の立ち上げ、②現行システムの概要調査、③標準仕様との比較分析、④移行計画作成
システム選定フェーズ	⑤ベンダに対する情報提供依頼(RFI)資料の作成、⑥RFIの実施、⑦RFI結果分析及び移行計画の詳細化、⑧予算要求、⑨ベンダへ提案依頼(RFP) ⑩ベンダ選定・決定、⑪契約・詳細スケジュールの確定、⑫特定個人情報保護評価(PIA)
移行フェーズ	⑬システム移行時の設定、⑭データ移行、⑮テスト・研修、⑯次期情報システム環境構築・NW、⑰条例・規則等改正、⑱運用開始

## 2. 手順書の改定方針

- 「標準化基本方針」の改定、デジタル庁における「ガバメントクラウド移行手順書」の策定及び「データ要件・連携要件標準仕様書」の改定等、標準準拠システムの移行に係る情報が更新されたことを踏まえ、手順書の記載内容を改正する。
- 手順書に沿って移行作業に取り組んでいる地方公共団体の取組の調査を踏まえ、事例集を新たに掲載する。

## 3. 手順書の改定案概要

### ① 標準化基本方針の反映

- ・ 移行困難システム等について記載
- ・ アドバイザー派遣事業について記載
- ・ Fit & Gapの対象となる仕様書の考え方を記載 等

### ③ 行政事務標準文字への対応

- ・ デジタル庁における行政事務標準文字の検討の進捗を踏まえた記載の修正
- ・ 同定支援ツール提供を踏まえた同定作業の手順の修正

### ② ガバメントクラウド移行手順書策定への対応

- ・ デジタル庁が策定したガバクラ手順書を踏まえ、関係項目を参照する記載等の修正  
(移行計画作成時、RFI時、予算要求時、RFP時、契約時、移行フェーズ時等における参照 等)

### ④ 取組事例を掲載

- ・ 市区町村、都道府県における移行作業の取組を収集し、取組事例集を作成
- ・ 事例の一部は手順書本編にも抜粋して掲載

### ⑤ その他修正

- ・ 庁内の役割分担例を記載
- ・ ガバクラ接続方法の検討状況を踏まえた記載の修正 等

# 標準準拠システムへの移行支援について

- 標準準拠システムへの円滑かつ安全な移行を実現するため、デジタル庁及び総務省において、令和7年度末までの各地方公共団体における標準準拠システムへの移行を想定した作業スケジュールの目安として、以下のとおり、「自治体情報システムの標準化・共通化に係る手順書【第2.0版】」に記載の作業項目を基礎とした、移行推進マイルストーン（移行目標目安）を設定している（※）。
- 制度所管省庁と連携し、移行推進マイルストーンに基づいて、各地方公共団体の標準化の取組が円滑に進むよう、引き続き支援を実施。地方自治体においては、移行作業の安全かつ円滑な実施や、移行時期のできる限りの前倒しに繋がるよう、遅くとも各目標期限までにそれぞれのステップに係る作業の完了を目指す。

（※）「地方公共団体情報システムの統一・標準化に向けた取組の一層の推進等について（依頼）」（令和5年5月23日付けデ社第200号・総行デ第114号デジタル庁統括官付参事官（地方業務システム基盤担当）及び総務省自治行政局住民制度課デジタル基盤推進室長から各都道府県及び各指定都市担当部長あて通知）

## 【移行推進マイルストーン】

- 令和5年度中に、フェーズ2（システム選定）まで完了することを目安とし、令和6・7年度におけるベンダによるデータ移行作業等について、できる限りの前倒しでの実施を図る。

移行段階	作業内容	完了期限 (目安)	作業項目 (ステップ)※
フェーズ0 未着手	未着手の自治体を0にする	令和5年5月末	
フェーズ1 計画立案	Fit&Gap分析による課題の洗い出し	令和5年9月末	③-2
フェーズ2 システム選定	予算要求・財政部局等との調整	令和5年12月末	⑧-2
	ベンダの選定・決定	令和6年3月末	⑩-2
フェーズ3 移行	システム移行時の設定	令和6年11月末	⑬-1
フェーズ4 移行完了	運用開始	令和8年3月末	-

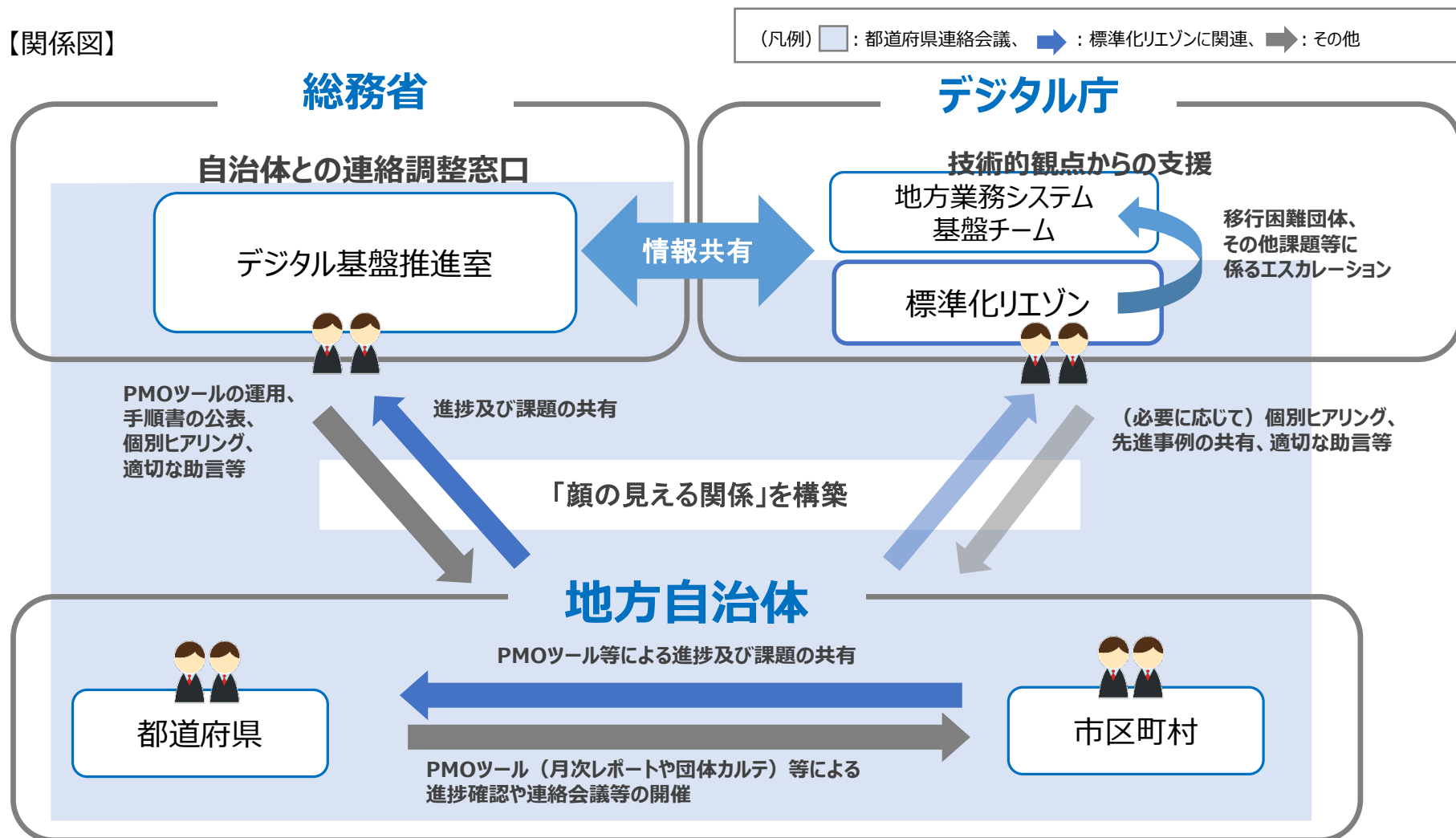
※「作業項目(ステップ)」は、自治体情報システムの標準化・共通化に係る手順書【第2.0版】に示す作業項目。



# 移行支援体制について

- 自治体との連絡調整窓口は、引き続き総務省が担当する。
- 標準化リエゾンとは、都道府県連絡会議等により、自治体と「顔の見える関係」を構築し、都道府県連絡会議等により得た情報に基づき、技術的観点からの移行困難支援についての橋渡しを担う。

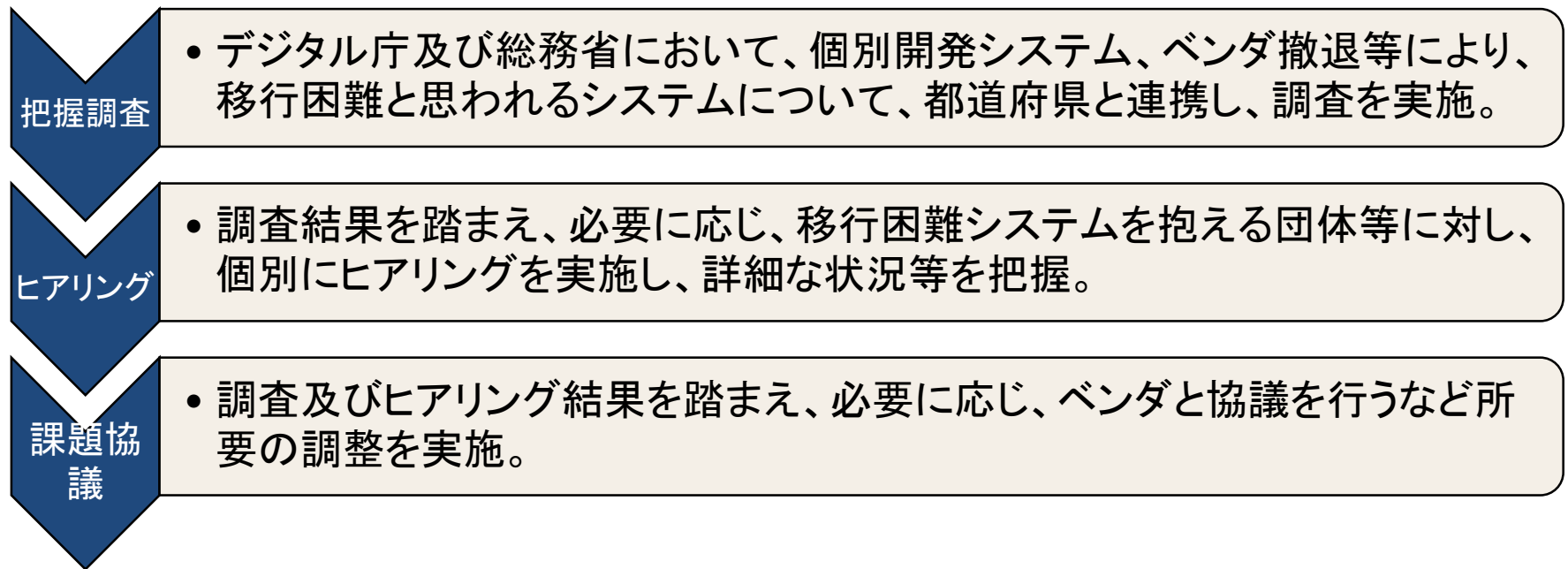
【関係図】



# 移行困難システムの把握等について

- 標準化基本方針改定において、「移行の難易度が極めて高いと考えられるシステムについては、デジタル庁及び総務省において、当該システムの状況を十分に把握した上で、標準化基準を定める主務省令において、所要の移行完了の期限を設定することとする。」とされたことを踏まえ、基本方針改定後、以下のとおり移行困難システム把握のための調査等を実施することとしたい。

## 【移行困難システムの把握等の流れ(イメージ)】



一定の判断基準を設けた上で、上記フローにより「移行困難システム」に該当するシステムを確定

# 移行困難度の判定基準について

## 【標準化基本方針(令和5年9月8日閣議決定)(抄)】

「現行システムがメインフレームにより構成され、システムの全容把握からデータ移行をはじめとした標準準拠システムへの移行完了までに他システムと比較し、相対的に時間を要する場合や、現行システムを構築・運用する事業者が標準準拠システムの開発から撤退し、他の事業者を公募するなどしたものの代替事業者が見つからない場合など、移行の難易度が極めて高いと考えられるシステムについては、デジタル庁及び総務省において、当該システムの状況を十分に把握した上で、標準化基準を定める主務省令において、所要の移行完了の期限を設定することとする。」

## 【判定基準】

	項番	類型
個別開発	1	現行システムがメインフレームで運用されているシステム
	2	現行システムがパッケージシステムではない個別開発システムで運用されているシステム
ベンダ撤退	3	現行事業者が標準準拠システムの開発を行わないとしているシステムであり、かつ代替システム調達の見込みが立たないシステム

※上記基準に準ずる事由がある場合については、ヒアリングを実施する。

# 自治体情報システムの標準化・共通化に向けた環境整備

- 標準化対象の20業務（※）に係る自治体の情報システムについて、原則として、令和7年度（2025年度）末までに標準準拠システムに移行するため、所要の移行経費（イニシャルコスト）を支援する。

※ 20業務（児童手当、子ども・子育て支援、住民基本台帳、戸籍の附票、印鑑登録、選挙人名簿管理、固定資産税、個人住民税、法人住民税、軽自動車税、戸籍、就学、健康管理、児童扶養手当、生活保護、障害者福祉、介護保険、国民健康保険、後期高齢者医療、国民年金）

## 概要

R5補正予算案:5,163億円

※これまでの計上額 1,825億円

（R2第3次補正予算:1,509億円、R3第1次補正予算:317億円）

- 各自治体が、原則として、令和7年度（2025年度）までに標準準拠システムに円滑かつ安全に移行することを目指すため、標準化対象事務に係る基幹業務システムについて、移行のために必要となる経費を支援する（基金に計上）。

### <施策スキーム>



### <基金の造成先>

地方公共団体情報システム機構（J-LIS）

### <基金の年限>

令和7年度まで（J-LIS法）

# 補助対象経費・補助対象外経費

## 補助対象経費

### A) 調査等準備経費

- 各府省が作成する標準仕様書と現行システムに係る仕様との差異の洗い出し、業務プロセス・他システムへの影響範囲の特定を行う目的で実施する現行システムの実態調査、これを踏まえた標準準拠システムに基づく事務運用等の見直し検討、システム更新時期等を踏まえた移行計画作成等について、円滑な準備を行うための外部コンサルタント等の活用に必要な経費

### B) 文字の標準化・データ移行等に要する経費

- 現行システムで使用している外字と文字情報基盤文字との同定作業（文字同定支援ツールの購入を含む）、ガバメントクラウド又はガバメントクラウド以外の環境へのデータ移行作業（データ移行ツールの購入を含む）、データクレンジング（データベースの中から移行後のシステムや運用に影響を与える誤りや重複を洗い出し、必要に応じてデータを修正すること。）等に要する経費

### C) 環境構築に要する経費

- ガバメントクラウド又はガバメントクラウド以外の環境上で提供される標準準拠システムの稼働環境への接続設定、ガバメントクラウド以外の環境とガバメントクラウドとの接続設定、標準準拠システムの利用に必要なパラメータ設定など必要な初期設定作業等に要する経費

### D) テスト・研修に要する経費

- 標準準拠システムに係る一連のテストや操作研修の実施等に要する経費

### E) 関連システムとの円滑な連携に要する経費

- 標準準拠システムと関連システム（標準準拠システムと業務データのAPI連携等を行うものに限る。）との間の連携プログラム等の修正、当該関連システムがガバメントクラウド又はガバメントクラウド以外の環境上で提供される場合の稼働環境への接続設定等に要する経費

### F) 契約期間中における既存システムの整理に要する経費

- 令和7年度までに標準準拠システムに移行するために必要となる現行システムに係る契約期間の変更等を行う場合に不可避免的に発生する追加的な経費（リース残債等）

## 補助対象外経費

- A) アプリケーション利用料（アプリケーション開発に相当する経費を含む。）やリース料等の運用経費

- B) 事務運用の見直しに伴うAI・RPAの導入等に要する経費

- C) 条例・規則等の改正、PIA実施に必要な経費

- D) 地方公共団体職員に係る人件費（時間外手当を含む。）

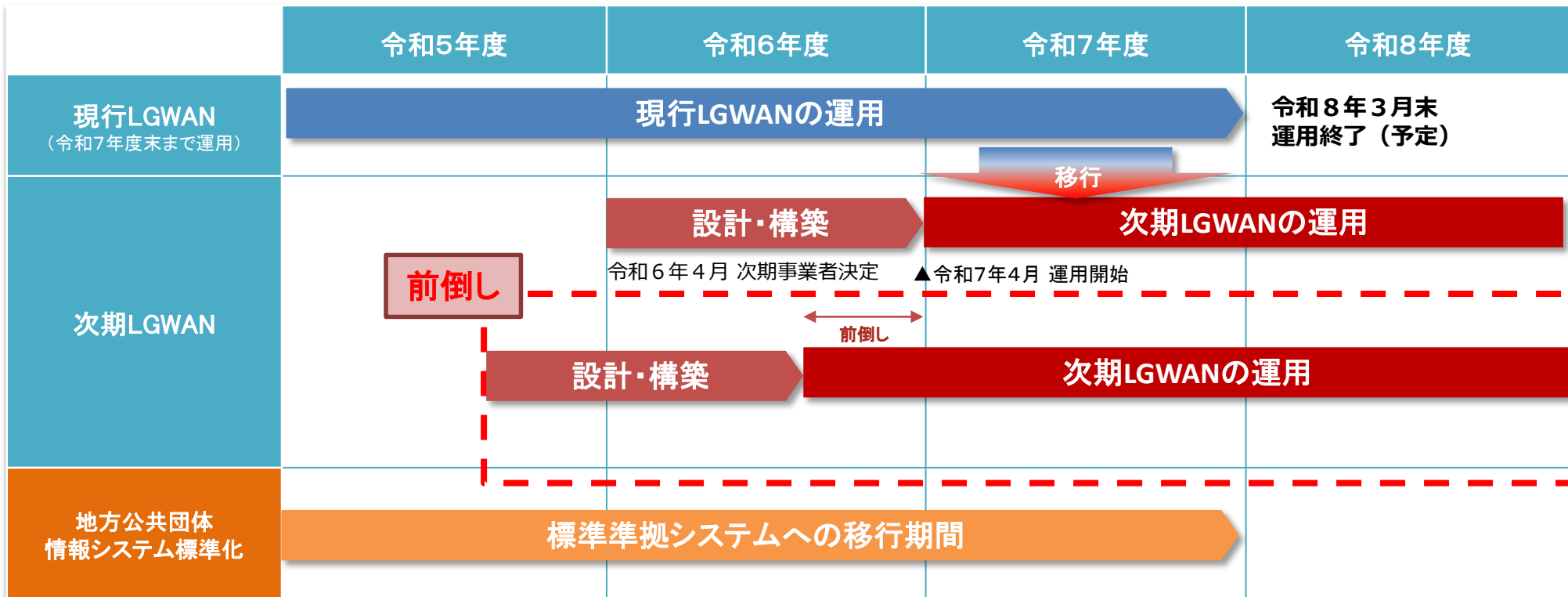
- E) 地方公共団体職員に係る旅費

- F) 諸謝金（調査研究等準備経費に含まれるものを除く。）

- G) 一般事務費（通信運搬費、資料等印刷経費等）

- 現行LGWANの運用期間は、令和7年度末まで（現行LGWANの機器の保守期限が到来）。このため、現行LGWANとの移行期間（並行運用期間）を考慮し、令和7年4月までに次期LGWANに更改する必要があるが、自治体の標準準拠システムへの移行期間を考慮し、J-LISにおいて前倒しを検討中です。
- LGWANは、自治体のセキュリティを共同で確保するデジタル基盤として重要な通信に利用されており、次期LGWANでも、この機能を維持する必要があります。
- また、自治体の基幹業務システムは、令和7年度までにガバメントクラウドを活用した標準準拠システムへの移行を目指すこととされており、自治体とガバメントクラウドとの当面の接続方法としての対応を検討する必要があります。
- 一方、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（令和5年6月9日閣議決定）では、将来的な国・地方を通じた全体最適なネットワークの検討、自治体セキュリティにおける「三層の対策」の見直しや将来的なゼロトラストアーキテクチャへの対応への検討について記載があり、これらを踏まえた検討も必要があります。

- 次期LGWANは、当初、令和7年4月の運用開始を予定していましたが、6月に閣議決定された「デジタル社会の実現に向けた重点計画」に基づき、標準準拠システムへの移行を進める自治体から早期のガバメントクラウドへの接続を要望する声を受けておりました。これまでJ-LISにおいて、運用開始の前倒しの検討が行われてきましたが、**技術面及び費用面において、見通しが立ったため、次期LGWANの更改スケジュールが前倒されました。**



---

# 参 考 资 料



# ガバメントクラウド

- 従来は、行政機関はそれぞれ独自に業務システムの開発や保守運用を行っており、提供するサービスの利便性や柔軟性、安全性、スピードにはばらつきがあった。  
→ 利便性の高いサービスをスピーディに提供、改善するため、**国や地方公共団体、準公共分野等で共通のクラウドサービス利用環境を整える。**
- 対象のクラウドサービスを選定し、2022年度～は自治体システム利用検証等でガバメントクラウドの利用を順次開始。

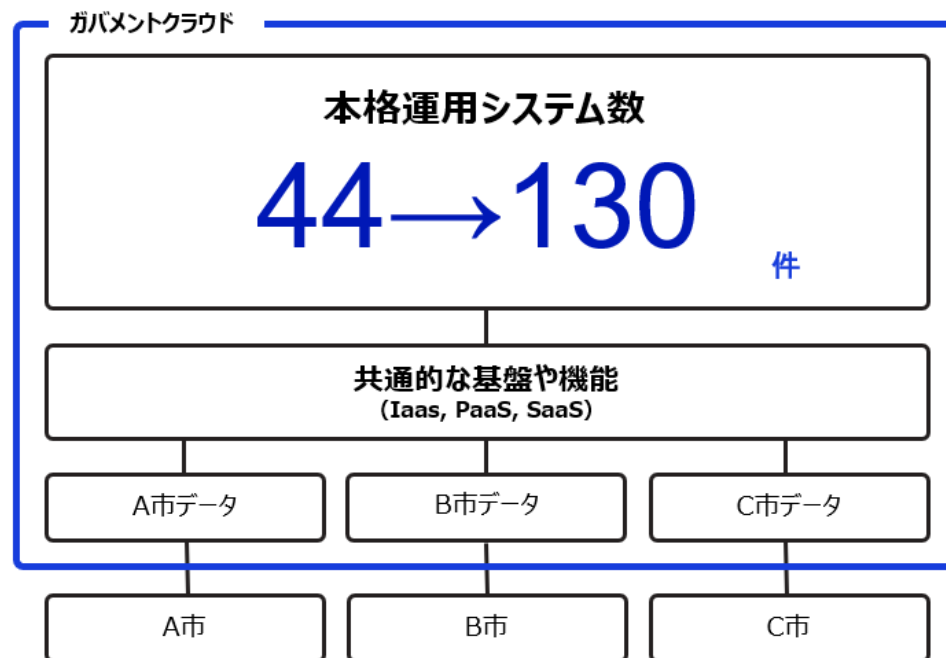
## 選定したクラウドサービス (2022年度～)

**Amazon Web Services**  
(アマゾン ウェブサービス)

**Google Cloud**  
(グーグル クラウド)

**Microsoft Azure**  
(マイクロソフト アジュール)

**Oracle Cloud Infrastructure**  
(オラクル クラウド インフラストラクチャー)



# ガバメントクラウドの利用

## 1. 現在の利用状況

現在、各地方公共団体システムのクラウドサービス移行に係る課題検証や、自治体セキュリティクラウド事業、デジタル庁WEBサイト等で利用中。2022年度は、地方公共団体標準化の先行事業や、マイナンバーカード制度の広報等、農林水産省システム等で順次利用を開始。

## 2. 今後の利用

### ①各府省庁システム

各府省庁の情報システム（①②③システムの合計約1,100）は、既にクラウドサービスを利用しているものも含め、更改時期等を勘案しつつ、**原則、2023年度以降順次ガバメントクラウドへの移行を進める。**

今年度末までに各府省庁の57システムが新たにガバメントクラウドの使用を開始する予定。

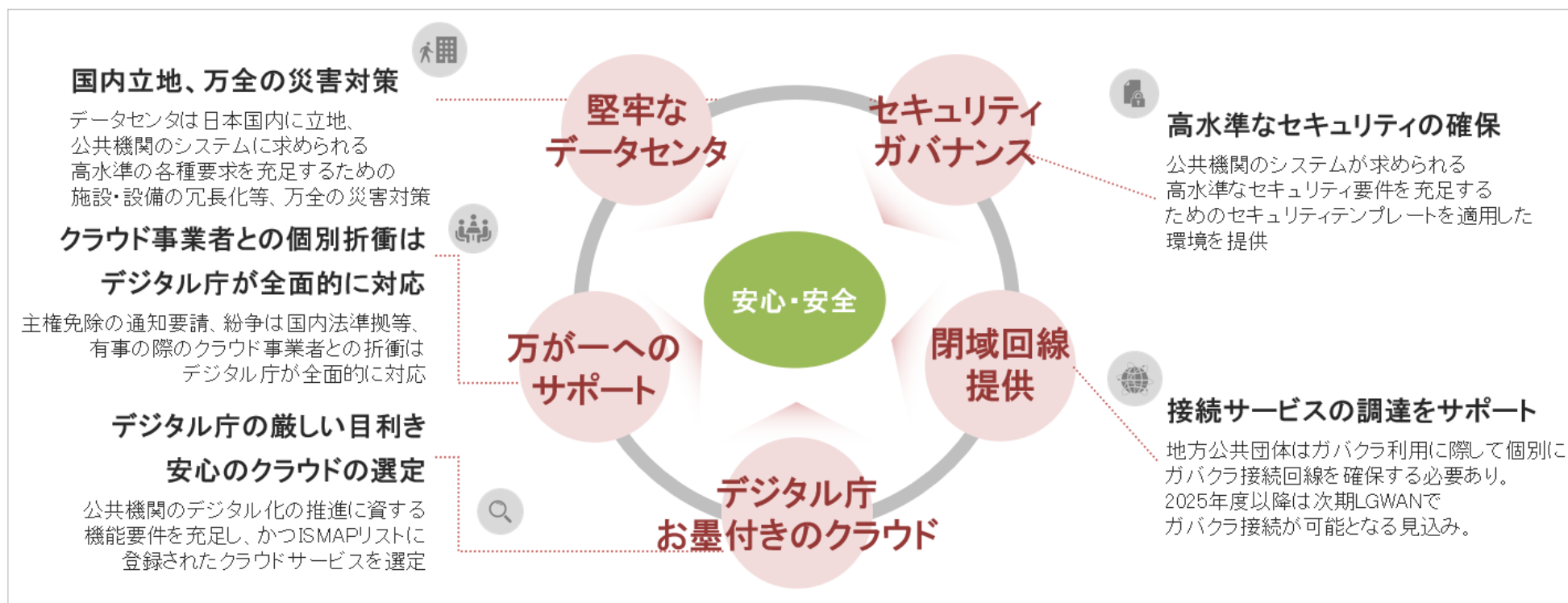
### ②地方自治体システム

ガバメントクラウドに今後構築する基幹業務システムを、**市区町村が安心して利用できるようにするため、移行に係る課題の検証を行う「先行事業」を実施**（2021年度～）。市区町村が現に利用する基幹業務等システム又は市区町村が導入を希望する基幹業務等システムのアプリケーションをリフトし、標準非機能要件、標準準拠システムの移行方法、投資対効果を検証。

地方公共団体基幹業務システムは、**2025年度までにガバメントクラウドを活用した標準準拠システムへの移行を目指す。**

# ガバメントクラウドの利点① ～安心・安全～

- ガバメントクラウドは、デジタル庁が厳しく目利きを行い、利用者の皆様の安心・安全と便利を追求したクラウドです。
- 利用者は、意識することなく、無条件に最新の技術、最高の品質を享受することができます。



## ガバメントクラウドの利点② ～低コスト・最新技術の活用～

- ガバメントクラウドは、パブリッククラウドより簡便な手続きで、安価に利用することができます。
- 公共機関のデジタル化に資する機能を提供するクラウドサービスを選定、常に最新のテクノロジーが安全に利用できる環境が提供されています。



# 先行事業での検証事項

令和3年度から実施中のガバメントクラウド先行事業において、以下の検証を実施

## 1. 非機能要件の標準の検証

- 先行事業においてガバメントクラウド上に構築したシステムが、非機能要件の標準（令和2年9月内閣官房IT室・総務省）を満たすことの検証
- 非機能要件の標準の拡充版（1.1版）についても検証

## 2. 標準準拠システムへの移行方法の検証

- ガバメントクラウドにリフトしたシステムとリフトしないシステムとの連携を検証
- 「A.ガバメントクラウドにリフトしてから標準準拠システムへシフトする方法」と「B.リフト・シフト同時に実施する方法」を、コストとリスクの観点で比較検証

## 3. 投資対効果の検証

- 「A.現行利用中のシステムを同規模で入れ替え・継続利用した場合」と「B.現行利用中のシステムをガバメントクラウドへリフトする場合」について、投資対効果比較を検証

## 4. 推奨構成の検討

- 迅速、柔軟、かつセキュアでコスト効率の高いシステムを構築可能とするため、ガバメントクラウド上での推奨構成を検討し、令和5年3月に地方自治体向けに公表

※「推奨構成」とは従来「リファレンスアーキテクチャ」としていたものを改称

# 先行事業での検証団体一覧

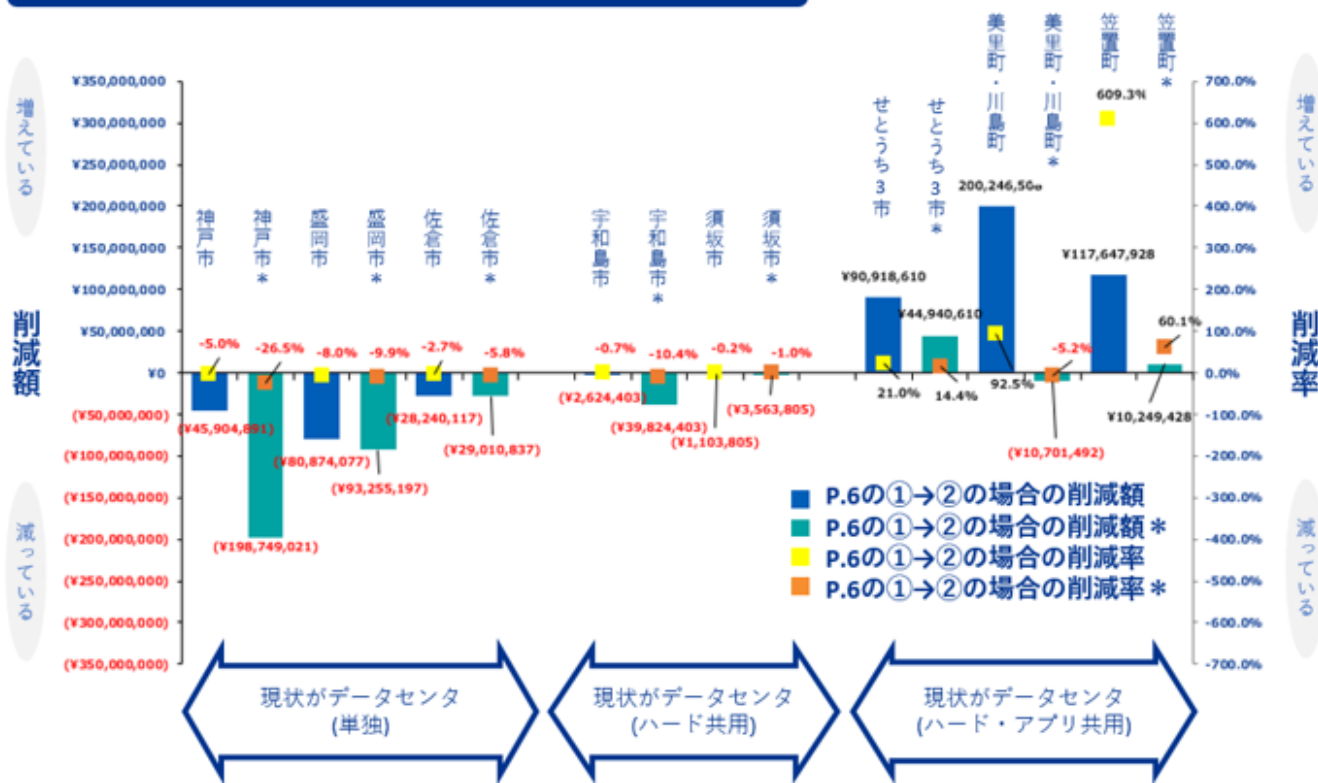
#	団体名(団体規模順)	団体規模	システム構成	採択理由
1	神戸市	20万人以上 (指定都市)	マルチベンダー	政令指定都市、かつ、影響度の高い住基および共通基盤がリフト対象。他の大規模団体へのモデルとなりうる。
2	倉敷市(高松市、松山市と共同提案)	20万人以上	マルチベンダー	3団体が同じアプリ製品を使用してリフト。共同検証実施により、構築・移行方法とアプリ種類が同一下においての検証結果を得ること(構築・移行方法やアプリ以外に、影響を与える要因を調査)が可能と考えられる。
3	盛岡市	20万人以上	オールインワンパッケージ	費用対効果の検証について、現状における比較、5年後での比較、KPIを定めて検証を実施。ハウジング、自庁サーバで運用しており、クラウド利用の実績がない団体のモデルケースとしても有用と考えられる。
4	佐倉市	5万人以上 20万人未満	マルチベンダー	主要17業務をすべて含む合計27システムをリフトに加え、マネージド型のPaaSサービス及びクラウドが提供するテンプレート機能を積極利用し構築・移行。
5	宇和島市	5万人以上 20万人未満	オールインワンパッケージ	低コストで、主要17業務をすべて含む合計55システムをリフトしての検証が可能。
6	須坂市	5万人以上 20万人未満	オールインワンパッケージ	ガバメントクラウド接続に県域WANを共同利用する接続検証を実施。既存のインフラを活用した移行のモデルとなりうる。
7	美里町(川島町と共同提案)	5万人未満	オールインワンパッケージ	クラウド移行について、複数の方式を検討・試行し、費用、移行時間、品質、セキュリティ、作業負担等の観点から比較を行うことで、他団体が移行方法を検討する際のモデルとなりうる。
8	笠置町	5万人未満	マルチベンダー	フレッツ光対象外の地域ならではの、安価に接続できることのできる回線のあり方を検証。同様の事情を抱える団体のモデルケースとして有用と考えられる。

# 中間公表資料サマリ（3. 投資対効果の検証結果）

## ランニングコスト削減率と削減額による分析

- 長期的に投資対効果を高めるには、**ランニングコストの削減がポイント**。先行事業参加8団体について、ガバメントクラウドの投資対効果を検証した結果、**ランニングコストが削減される試算となったのは5団体**。特に現行システムの利用形態が**データセンタ（単独）**である場合はガバメントクラウドへの移行による**コスト削減が見込まれる**。（青の棒グラフ）
- **データセンタ（ハード共用）・自治体クラウド（ハード・アプリ共用）**の場合も「ネットワークに関する費用」及び「システム運用費用（按分効果により除外可能見込み費用）」を除き比較すると、**微減または微増**。（緑の棒グラフ）
- 「既存データセンタ等とのネットワーク接続費用」及び「システム運用費用」がランニングコスト増加要因。**二重の接続コスト削減のため多くの関連システムをリフト及び按分効果発揮のため多くの団体がリフトする取り組みが有効**。

P.6の①→②の場合のランニングコスト 削減額 × 削減率



※コストについては、①現行環境から②ガバメントクラウドへの単純移行を前提としたベンダーの見積もりによるもの。また、先行事業参加団体の単独利用であるため、複数団体による割り勘効果が十分に反映されていない。

全採択団体のランニングコストに関して、  
 A：現行システムを再構築・継続した場合のコスト  
 B：ガバメントクラウドへリフトする場合のコスト  
 とした場合における、  
 削減額 = B-A  
 削減率 = (B-A)/A\*100

\*：ネットワークに関するランニング費用及び複数自治体がガバメントクラウド移行した際に按分効果により除外できるランニング費用を比較対象外とした場合

# 自治体システムの効率化に向けたステップ

- 自治体システムの効率化は以下に示す段階を想定
- これまでの検証では、①現行環境から②ガバメントクラウドへの単純移行を前提とした机上検証を実施

